政令第三百五十一号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十七号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十号を第百六十三号とし、第六十九号から第百五十九号までを三号ずつ繰り下げ、第六十八号の次に次の三号を加える。

六十九　六ａ・七・十・十ａ－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－一－イル＝アセテート及びその塩類

七十　六ａ・七・八・十ａ－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－一－イル＝プロピオネート及びその塩類

七十一　六ａ・七・十・十ａ－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－一－イル＝プロピオネート及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百五十二号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「五十五円」を「七十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条第一項の規定による情報の提供の求めを行った同項に規定する連結情報照会者が同条第三項の規定により納付すべき手数料の額については、改正後の第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

条　約

日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

条約第十号

日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定

一方の締約者である日本国並びに他方の締約者である欧州連合（以下「連合」という。）並びに欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約の締約国であるベルギー王国、ブルガリア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、エストニア共和国、アイルランド、ギリシャ共和国、スペイン王国、フランス共和国、クロアチア共和国、イタリア共和国、キプロス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、ハンガリー、マルタ共和国、オランダ王国、オーストリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、スロベニア共和国、スロバキア共和国、フィンランド共和国、スウェーデン王国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「連合構成国」という。）（以下連合及び連合構成国を「連合締約者」といい、日本国及び連合締約者を「両締約者」という。）は、

戦略的パートナーとしての長期的で深い協力の基礎となる共通の価値及び原則、特に、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由についての約束を再確認し、

日本国と欧州共同体及び欧州共同体構成国との間の関係に関する共同宣言が千九百九十一年に発出されて以来両締約者間で形成され、及び一層緊密となってきたきずなを想起し、

両締約者間の種々の分野における現行の協定が両締約者間の関係に対して果たしている有益な貢献を強化し、及び増進することを希望し、

世界的な相互依存関係の増大により国際協力を深めることが必要となっていることを認識し、

志を同じくする世界的なパートナーとして、国際連合憲章の原則及び目的に従って公正なかつ安定した国際秩序を構築すること並びに世界の平和、安定及び繁栄並びに人間の安全保障を実現することについての共通の責任及び約束を意識し、

大量破壊兵器の拡散、テロリズム、気候変動、貧困及び感染症、海洋、サイバー空間及び宇宙空間における共通の利益に対する脅威等の国際社会が直面しなければならない主要な地球的規模の課題に対処するために緊密に協力することを決意し、

また、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならないことを決意し、

政治的、経済的及び文化的なきずなを強化することにより並びに協定により、両締約者間の全般的なパートナーシップを包括的に強化することを決意し、

また、あらゆるレベルで協議を強化すること、あらゆる共通の関心事項について共同行動をとること等により、協力を促進し、及び協力全体の整合性を維持することを決意し、

両締約者がこの協定の範囲内で個別の協定（連合が欧州連合の運営に関する条約第三部第五編の規定に従って締結することとなる自由、安全及び司法の分野におけるものに限る。）を締結することを決定した場合にはこのような将来締結する個別の協定がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国